

かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ
川崎市外国人市民代表者会議
だい き だい ねん だい かい だい にち
(第7期 第2年 第1回 第2日)
ぎじろく
議事録

1 日時 2009(平成21)年5月10日(日) 午後2時~5時

2 場所 川崎市国際交流センター

3 出席者

(1) 代表者 23名

きん せんみ きん よんどく ごん すみのり ちやう よんじえ ばく へすく ぺ かんどう いん さんざん
金 成美、金 勇徳、権 純徳、趙 龍濟、朴 海淑、裴 康徳、殷 珊珊、
うへだ しんしゃ きやう こう きん ばい すずき しんざん ちやう がくほう ふるや ふみこ
上田 馨霞、姜 弘、金 蓓、鈴木 新琴、張 学峰、古谷 史子、
よう ほん たかほし ろさ ぼら ーど べる ふえ たおわん きつてい ちやい
楊 帆、高橋 ロサ、パレード ベルフェ、タオワン キッティチャイ、
えろ っく はりまー もっ はまど あすり ゆなず いきぬる あふでい
エロック ハリマー、モツハマド アスリ、ユナズ イサヌル アフデイ、
アディカリ スディーブ、千田 マリアナ オアナ、クシュタ オレナ

(2) 事務局

うえの しつちやう おかざき しゅかん あおやま しゅかん
上野 室長、岡崎 主幹、青山 主幹
にしやま しゅかん おがわ かちやう ほさき みたむら しよくいん しぶや せんもんちやうさいん
西山 主幹、小川 課長補佐、三田村 職員、渋谷 専門調査員

4 傍聴者 12人

5 会議次第(公開)

- (1) 開会のあいさつ
- (2) 事務局説明
- (3) 議事
 - ① 会議次第の確認
 - ② 実行委員会について
 - ③ 市の審議会等の委員について
 - ④ 部会審議について
- (4) 報告事項
- (5) 事務連絡
- (6) 閉会

6 議事等の経過

【全体会】

ちやういんちやう だいい かい か め かいぎ ひら おも しだい しむきよく せつめい
趙委員長「これより第1回2日目の会議を開きたいと思います。まず次第について、事務局から説明をお
ねが
願いします。」

しむきよくにしやましゅかん ほんじつ しだい はいふしりやう せつめい
事務局西山主幹より、本日の次第、配布資料などについて説明。

ちやういんちやう しりやう み かくじつこういんかい きんかきぼうちやうさ おこな きぼう
趙委員長「資料1を見ていただければわかるように、各実行委員会への参加希望調査を行ったが、希望
かたよ ちやうふく きぼう ひと ちやうせい おこな せんかいけつせき ひと
が偏っており、また重複されて希望されている人もいるので、調整を行いたい。前回欠席だった人
は、どの委員会へ参加するか伺いたい。」

かくいんかい さんかきぼう かくにん きぼうさき へんこう おこな
各委員会への参加希望の確認、希望先の変更を行う。

ちやういんちやう きやうりやく かんしゃ ほんじつ かいぎしゅうりやうご かいめ いんかい べ いんちやう
趙委員長「ご協力に感謝する。本日の会議終了後1回目の委員会があるので、その場で委員長と
ふくいんちやう せんしゅつ じかいこう じ いんかい かいさい だい き ことし
副委員長を選出していただきたい。次回以降は1時20分より委員会を開催する。この第7期も今年が

最後、余り負担に思わずに、せつかく知り合ったメンバー同士、お互いに楽しみながらやりたい。続いて、市の審議会等委員について。川崎市成人式企画実施委員会委員を1名選出したい。」

張学峰委員を選出。

趙委員長「では、各部会の審議に進みたいと思う。」

【教育文化部会】

張部会長「教育文化部会を開会する。今日は母の日、たくさんのお母さんたちにもお集まりいただきました。前回は教育についていろんな意見が出たので、事務局にまとめと本日の資料について報告をお願いします。」

小川課長補佐より前回の議論のまとめを報告。渋谷専門調査員より川崎市市内の外国につながる中学生・高校生の状況について報告。

張部会長「学習支援と高校の支援、この2つは今まで時間をかけて議論されたもの。県の外国人向けの県立高校受検における特別枠、在県外国人等特別募集の状況について説明されたが、川崎市の受検状況について伺いたい。」

佐藤指導主事「特別枠については色々な要素が絡んでおり、教育委員会が現在取り組んでいることと、その特別枠の設置がなかなか難しいということの説明させていただきたい。

まず学習支援に関しては、かなり大きな課題として私たちは受けとめている。

具体的に動き出したのは、日本語指導とは別の枠で、外国の子どもたちが多い5校の中学校に、教員免許のある方が学習支援を行う非常勤職員として配置され、今年度ははじめから指導している。中学校、特に受験に向けて動いたということは大きなこと。

さらに、夜間中学校の問題がある。今までは夜間中学に対しては義務教育外だったことから日本語指導の先生も派遣されず、学習支援という発想が全くなかった。現在では、非常勤として日本語指導の先生に入ってもらっている。この扉が開いたということは大きい。

ただ、特別枠の問題以前に、義務教育の中で色々な問題が生じている。資料によれば小学校で日本語指導が必要な子どもが82人という数字があるが、実際には4倍、5倍はいると考えている。外国につながる子どもたちが同じ学年の勉強をできるようになるには、長い道のりである。教育委員会として、これから支援をどんどんやっていかないと、高校に行くまでに、子どもたちが自信をなくしてしまったり、友達とコミュニケーションがとれなくなってしまう。だから現在中心に動いていることは学習支援。

ただ、高校受検の特別枠設置の重要性は理解している。代表者会議等で提言していただいて、教育委員会だけではなく、もっと大きな括りの中でこの問題を考えてもらえるようになると、違った動きが出てくるかもしれない。

教育委員会の中で考える、特別枠の難しさは、お金の問題もあるが、誰がその子たちを教えるのという問題がある。初期の日本語指導だったらできるという人は少なくないが、高校の学習支援において、どうやって教える人をつくるかということが難しい課題。単純に枠をつくって予算を確保すれば、その子どもたちの学習支援になるとは限らない。今その辺を1つ1つほどこきながら、精いっぱいやっている。個人的には特別枠というのは川崎市内にあったらよいとは思っている。ただ、かなり高いハードルがあるということも事実。」

張部会長「学習支援について新しい動きがあったようだが、もうはじまっているのか。」

佐藤指導主事「すでに川中島中学校や川崎中学校ではじまっている。また今年から日本語学級が中学校で2つできた。これは日本語指導が必要な子どもが5名以上いる学校に1名教師が加配される制度である。当初は4名だと学校側は認識していたが、周りの人が、この子にも日本語指導が必要だと指摘したことで、日本語学級を開くことができた。こうしたケースから、いろいろな要素やリソースを組み合わせ、広げていくのが大切であると思う。」

姜委員「子どもに日本語指導が必要かどうかは計る基準やテストのようなものはないか。」

佐藤指導主事「国の定義が変わった。今までは日常会話ができる程度であったが、それだけでは不十分であると国も認識して、学年の学習言語が理解できているかが基準となった。このことを担当としてかなりアナウンスしているが、先生によってはまだ学習言語が不十分な子どもに対して、もう大丈夫と判断してしまっている場合もある。」

姜委員「日本では年齢と学年が固定している。例えば17歳で高校一年生というケースもあっていいのではないか。来日したばかりでも全教科の授業に出る形になっているが、半年など短期で日本語だけ勉強する場があってもよいと思う。」

佐藤指導主事「そういう学校ができたらすばらしいなと思う。しかし、そこまでの人と予算的な支援というのは、まだまだできていない。」

姜委員「例えば高校の受験資格で制限はあるのか。」

佐藤指導主事「年齢の制限はない。」

姜委員「例えば、小学生が中国から来て、もともと2年生なのに1年生から編入するということはあり得るか。」

佐藤指導主事「学年は川崎の場合、保護者の希望によってかなり自由に編入している。学年を下げることも保護者の希望で下げることができる。ただ、一度学年を落とすと、戻すことは難しい。本人の気持ちの問題などもあるので、できるだけ小学校の段階では同じ学年に編入している。中学になると学年を下げるケースもかなりある。もちろんそこでも気持ちの問題はある。一概に勉強面だけでは考えられない。」

エロク委員「日本語指導が必要な生徒が小学生の場合は実際は4倍くらいになるとのことだが、同様の問題は中学校と高校でも起きているのか。」

佐藤指導主事「中学校、高校に行けば、学習内容が難しくなってくるので課題が大きくなる。あと、入国した時期によって個人差が大きくなる。結局1年、2年経つと日本語はある程度話せるようになって、授業に何となく追いついているようになる。教科によって、例えば英語や数学は得意ではあるが、一方で理科や国語や社会科が不十分なケースがある。この子には日本語指導や学習支援がまだ足りないかと判断する先生さえいれば、その子にとって長い学習支援が可能になる。そういう見方をしてくれる人たちがやはり必要だと考えている。だが、仮に学習支援が必要だと判断しても、まだ川崎の中では、そこまでの学習支援をできる制度が整ってないという状況もある。」

古谷委員「授業では、やさしい日本語を使ってもらえないかと思う。例えば中学校では、「厳しい」を「厳格」と表現するなど難しい。また住所が離れていても、やさしい日本語で支援してくれる学校に何人が集まって勉強するということができればと思う。」

佐藤指導主事「やさしい日本語に賛成です。やさしく、ゆっくり話すというのは、その子だけではなく、他の子にとってもわかりやすくなることになると思う。子どもたちを集める件については、子どもたちを集めれば加配が受けやすくなったりするなどメリットはあるが、一方で川崎はどんな子どもたちでも地域で共生して生活していこうという考えがあるため、他の地域の学校に通うということには、実は戸惑いがある。一時期、帰国児童を一箇所の学校に集めていた時代があった、その学校では充実した支援ができたが、隣の学校の無関心を招くことになった。」

川崎では、外国につながる子どもたちが、いろいろな学校に通っているということで、非常に支援を受けにくい、地域で育つという川崎らしさも大切。もちろん、場合によっては校長先生同士が相談して、隣の学校へ通うケースもある。非常に難しいが大切な視点だ。」

高橋委員「やはり勉強が難しいので、なかなか理解できない場合はカウンセラーや心のケアが、子どもだけではなくて、保護者も必要だと思うが、どうなっているか。」

佐藤指導主事「スクールカウンセラーは各学校を巡回している。問題があれば学校から総合教育センターに申請し、カウンセラーに来てもらうこともある。誰かが気付くことが大切。本年度は中国語が話せるカウンセラーがいる。」

古谷委員「学校の中に『心のかけし相談員』がおり、1か月に5回ぐらい来ている。」

高橋委員「特に母子家庭の親などにサポートがあればと思う。」

上田委員「小学生の時に日本語支援を受けた子どもが、中学に入っても日本語が十分でない場合、支援を受けることができるか。」

佐藤指導主事「そういうケースはあり、再度派遣したこともある。しかしながら予算が限られているので、新規に多くの子どもたちが編入してくると、まだ日本語支援を受けていない子どもを優先しなくてはならないので、そうしたケースへの対応が難しい。」

鈴木委員「小学校から中学校へ進学するときに、担任教師同士の情報交換などあるか。」

佐藤指導主事「日本語学級がある小学校と中学校は『サポートノート』を、正式につくり、子どもたちがどのような指導を受けていたかということをもとに、サポートする制度を今年から行っている。他の学校に関しては、ほとんど口頭でのやりとりでケースにより差が大きい。」

鈴木委員「子どもが中学校に入ってから、楽しくないようだ。授業が難しくなる一方で、微妙な表現などがわからないようだ。小学校では「わかりますか」とよく聞いてくれたが、中学校になったら、もう日本語ができるものとして、そうしたことを聞いてくれなくなった。また、外国人のお母さんは懇談会に出ても、あまり話さない。やはり日本語が壁となり遠慮してしまう。だから、家庭訪問は大事だと思う。ゆっくり話す機会になる。」

佐藤指導主事「すぐにできることであるが、大切なこと。機会があるごとに伝えていきたい。」

千田委員「国ごとに違いがある。例えば私の国で家庭訪問は1年間に4回から10回。必要であれば20回行う。何回ぐらい行うことが外国につながる家庭に必要なのだろうか。」

古谷委員「いい提案だが、学校の先生は大変忙しい。学習指導だけではなくて、事務に追われている。むしろ外国人側が積極的に学校に働きかけることも必要。」

千田委員「すばらしいことだと思うが、子どもや学校側のこともあるので、バランスをとることが難しいだろう。」

姜委員「先生に余裕を与えないと、長く続けて取り組んでもらえない。先生に要求するだけではなくて、もっと行政に要求を伝えたほうがよい。話は変わるが、カナダとかニュージーランドとかオーストラリアといった移民国家の事例にもっと多くの人が関心を持つ必要がある。今は担当者ばかりががんばっているように見える。」

千田委員「カナダでは、国による英語学習のサポートが子どもたちだけではなく、保護者にも提供されており、6ヶ月英語学習し日常英語のテストを受けることになる。日本でも一部のシステムを導入したほうがよいと思う。」

姜委員「教育は個人のことではなく、国のこと。教育というのは誰でも平等に受けるチャンスはあると思う。」

エロック委員「日本語支援が不十分である子どもに、予算に余裕があれば、期間を過ぎても支援できるということであったが、日本語支援の予算は毎年増えているのか。それとも外国人の子どもの数が増

えたり減ったりすることと関係なく、同じなのか。」

佐藤指導主事「毎年、少しづつは増えている。他の予算が減少する傾向にある中で大きなこと。まだ充分とはいえない状況ではあるが、市の中で外国につながる子どもたちに関する取り組みは確実に増えている。

しかしながら、日本語指導というのは1つのシステム。万能なシステムではない。いろんなシステムだとリソースを組み合わせていかないと、次の議論にはいかないと思う。行政だけではなくて、他のリソースとうまくリンクしながら、議論をしていく必要がある。毎日全く日本語のできない子どもたちとあっているが、ひとつのシステムだけでは支えきれない。国による差ばかりではなく、家庭の問題や、一人一人のパーソナリティ、そうしたことが大きな意味を持つ。

どういう子どもたちを対象に、まず学習支援をしていくかという議論をしていく必要がある。」

エロク委員「先ほど教育は国の問題だという意見があったが、私は国、家族、子どもの問題だと思。お互いが協力していかねばならない。すべてが協力しないと、代表者会議のメンバーがいろんなことを指摘しても聞いてもらえず、目もこちらの方に向かないと思う。」

権委員「1つ述べると、高校の特別枠に関して、前回のこの集まりでは若干盛り上がった場面があった。

しかしながら、現状としては難しいかもしれないというコメントがあった。いずれにしても、『どういった人たちを対象にするか』を考えて議論を進める必要がある。

また代表者会議のスローガンの中に『要求から参加へ』があるが、われわれ川崎市に住む外国人が要求しつつ、一緒に苦勞を分かち合おうよということを言っていると思う。その点も考慮してまとめていくことが大切。川崎市に住む外国人が住みやすいならば、日本人も住みやすい、それが共生へもつながるといことだと思。」

張部会長「これまでの会議で出された意見をまとめてみると、小中高校のこと、来日した大人へ支援、外国人が学校のことなど。特に高校進学のための支援についてはよく話し合った。

鈴木委員「中学では英語学習が入り、来日したばかりの中学生は日本語と英語の両方で苦勞している。小学校でも英語学習が始まるが、同様のことが起こり、日本語学習も英語学習も進まないということになってしまうかもしれない。」

佐藤指導主事「英語はケース・バイ・ケース。フィリピンの子どものには自信をつける機会となり、高校進学へとつながるケースもある。いずれにせよ、小学校5年生、6年生で週1時間、35時間、5週と国が定め、すでに教科書もできている。」

張部会長「第7期も議論できるのが残り4回となったが、提言をどうまとめていくか。」

権委員「具体的な提言につながる話はこれまでであったが、佐藤指導主事のコメントでは、確かに必要だけれども実現性としては心もとないとのこと。提言したい点は多いと思うが、具体的に焦点を絞ることが必要だと思。」

エロク委員「高校受験について、在県外国人等特別募集の受験資格を緩和してほしい。具体的には、来日3年までの生徒しか受験できないというのは厳しい。例えば6年とか、専門家の意見を参考にして、面接や筆記試験を踏まえて、特別な試験が必要な生徒が受験できるようになることが望ましい。

現状では難しいというのは理解している。しかしだからといって提言しなければ、誰が提言するのか。難しくとも提言したい。」

佐藤指導主事「たしかに在県外国人等特別募集では在留期間が3年という期限がある。それ以外に、在留6年以内であると、申請により試験時間を1.5時間への延長や、ルビふりがなされる。ただ仮に6年にしたら、逆に在留6年の子どもが有利になってしまうといった問題も考えられる。」

エロク委員「3年を完全に6年にしてほしいということではなくて、試験とか面接とか受けてから決め

る。3年間が過ぎても、漢字圏の出身であるかどうかや、家庭の環境などにより、それでもまだできないという子どものことも考える必要がある。緩和という言葉を使うのがよいと思う。」

張部会長「在県外国人等特別募集の定員を増やすことも必要だろう。外国人の子どもたちは増えているのに、定員はあまり変わっていない。また、川崎市内では在県外国人等特別募集を行っている高校はない。近隣で行っている高校は人気があり受検倍率が高い。もちろん市内にそうした高校を1校つくるのは大変だとは思っている。」

佐藤指導主事「提言することは、意味のあることだと思う。みんなあった方がいいということは認識している。」

張部会長「川崎市内に1校つくってほしい。外国人枠がある高校は県内に10校ほどあるが、通学時間などを考慮すると2、3校。川崎市は外国人の子どもが増える一方なので是非検討していただきたい。

高校受験の問題は重要であるが、ただでさえ外国人の子どもは学校での生活が大変であり、不登校になりがちなので、これが子どものプレッシャーにならないように気をつけなくてはならない。」

姜委員「こうした外国人の入学が増えると、高校にとってどのくらい負担になるか。」

佐藤指導主事「教員を実際に任用したり、カリキュラムを編成したり、今どのくらいとは答えられない。

他の予算にもいえることだが、カリキュラムだとか人を増やすということは非常に難しい時代になっている。」

張部会長「外国人枠の定員を増やしてほしいが、もちろん日本人の定員も減らしてほしくない。」

エロク委員「同感。国際結婚や海外からの帰国児童生徒など、日本国籍を持つが日本語が不十分な児童生徒は増えていくだろう。」

張部会長「次回は学習支援をまとめ、続けて多文化理解について議論していきたい。」

【社会生活部会】

朴部会長「これから社会生活部会を始める。今日は前回の続きで多文化共生について。まずは前回のまとめを事務局にお願する。」

三田村職員「4月のまとめだが、まず、これまで審議してきた医療支援については、これまでに出た意見をまとめて9月に提言原案を作成するというところで終了した。その後、次のテーマである多文化共生についての審議に入った。多文化共生の意味について、外国人登録証について、生活情報や問題解決の方法について、などの分野で意見があった。」

朴部会長「前回のまとめの中で補足や追加はあるか」

アディカリ委員「前回の私の発言だが、私の母が私の妻の出産のために日本に滞在したくても3ヶ月の短期滞在ビザしかもらえないという問題について。子どもが生後3ヶ月になるまでの滞在の延長を申請していたが認められなかった。ほかのインド人の友人に聞いたが、皆、3ヶ月は短すぎるという。これからもこうした問題が出てくると思うので、親の滞在期間を6ヶ月や1年申請できるようにしてほしい。」

朴部会長「出産のために親が何ヶ月か滞在するというのはほかの国では結構あると思うが、日本人にその話をしたら3ヶ月は長すぎるのではと言われて驚いたことがある。滞在期間がどれくらいが適切かとか、家族滞在に親も含めるかといったことは国によって違いがある。」

金蓓委員「中国では子どもが生まれたら育てるのはその父母だけでなく、祖父母もいっしょに、4人で子育てをする。だから出産のときに自分の親を呼ぶのは普通のこと。だが日本では子どもの親が、とくに専業主婦の母親が子育てをするのが一般的。習慣の違いだと思う。」

クシュタイ委員「子育てを母親がするか、祖父母もするかというのは国による習慣の違いというより、家族によって違うと思う。家族滞在の範囲がどこまでかというのは政治的な問題だと思う。」

アディカリ委員「確かに、日本でも都会では家が狭く、夫婦で子育てが一般的だが、田舎に行けば祖父母もいっしょに子育てする。」

金蓓委員「日本の入国管理局は、外国人の生活をもっと理解してほしい」

クシュタ委員「在留の更新などで入国管理局に行かなければならないが、遠いので、自治体の窓口で申請できるようにしてほしい。横浜の入国管理局は移転して更に遠くなってしまった。オンラインの申請などもやってみたが、文字も小さく、記入するのがとても難しかった。」

金成美委員「在留資格の更新などの基準がわかりにくい。同じ書類でもよかったり駄目だったりする。

このごろはホームページに基準や例なども載るようになったがまだ不十分。」

パレード委員「アメリカへの渡航のビザを申請したら 1回目は駄目だったが 1カ月後もう一度申請したら同じ書類なのに大丈夫だった。どの国でもこういうことはあると思うが基準がわかりにくい。」

趙委員「こうした入国管理の問題については、すでに提言を出している。国へ要望も出している。10年以上経っているので、もしもっと審議するなら、この内容を見直してみたほうがいい。現在、外国人登録法の改正について国会で審議されている。国で決めることだから市は何もできないということではなく、外国人は日本に定住していくにあたって必要なことには声をあげていくべきではないか。」

アディカリ委員「国への要望を出したらその回答がほしい。そうでないと一方通行になる」

朴部会長「国へはどのように要望しているのか」

三田村職員「政令指定都市の市長の連名で出している」

趙委員「提言を出したところから 10年以上経って、日本の外国人住民のあり方も変わってきていると思う。それまでは、就労を目的として日本に来て、期間が過ぎたら帰国するとスタンスだったが、永住する人も増えてきた。それで入国管理のあり方も現在国会でいろいろ検討しているようだが、あくまで管理を目指しているように見える。外国人を見たらすぐ職務質問とか、外国人登録証の提示をもとめられる。在日のオールドカマーもずっと傷ついてきた。同じ住民として考えてほしい。」

クシュタ委員「私の息子は登録証を見せなくても学生証をみせれば大丈夫だったので、そういう問題があるとは知らなかった」

ユナズ委員「白人とアジア系の外国人に対して扱いが違うところがある。」

朴部会長「外見によって警察官も呼び止めたり、そのまま通したりしている。日本国籍をとっても外見で判断されてしまうという話もある。この問題のほかにもなにかないか」

趙委員「今日の資料に出ている多文化ソーシャルワーカーについて。日本に今あるソーシャルワーカーではなく、多文化のためのソーシャルワーカーということか」

金成美委員「多文化の背景によって、問題への対応の仕方も違う。愛知県では 3年前から、群馬県と神奈川県でも昨年からは養成講座が始まった。群馬県ではソーシャルワーカーの専門職に対して、外国人のことを理解できるようにという講座になっているが、神奈川県は専門職に限定していない。先程言われていたように、これからは外国人も日本に長く住むようになり、いろいろな問題が出てくるのにその問題解決できる人がいないのが現状。多文化ソーシャルワーカーのような外国人のための専門職が必要になってくると思う。」

朴部会長「相談だけではなく問題解決まで一貫して支援するというシステムであるところが、画期的だと思う。こういう外国人のための専門家がいたら、外国人だけでなく、周囲の日本人も助かると思う。」

アディカリ委員「この多文化ソーシャルワーカー養成講座を受けた人は、講座を受けた後は自治体の中で働く人になるのか、それともボランティアの立場なのか。」

三田村職員「すでに社会福祉職として活動している人に多文化の知識を持ってもらうようになっている。群馬県は、費用は無料で受講後に県内で多文化ソーシャルワーカーとして働いてもらう条件になっている。愛知県も無料。神奈川県の場合は、コミュニティカレッジの講座なので、受講したい人が

自分で費用を払って受講する。」

パラード委員「群馬と愛知は県がやっている。神奈川県はどこがやっているのか」

三田村職員「かながわコミュニティカレッジで行っており、県の社会教育事業としてやっている。」

趙委員「受講要件に社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持った人とあるが、これには国籍条項があるのではないか」

金成美委員「ない。外国人でも国家試験に合格すればなれる。ただ、資格をとっても社会福祉士という在留資格はないので、就職できるかどうかは別。」

アディカリ委員「勉強して資格をとっても、どこで働けるのか。公務員のような立場の仕事だから日本人ばかりではないか。」

趙委員「そうだと、いくらこうした講座を作っても、結局ボランティアを増やすだけではないか」

金成美委員「今は永住権を持っている外国人も多い。そうした人が資格を取って仕事をするのは問題がない。」

朴部会長「永住者が資格をとっても自治体では国籍条項がない非常勤や財団などでの仕事だけで正職員にはなれないのではないか」

金成美委員「川崎市では福祉職として正規の公務員になれる。条件はあるが」

朴部会長「EPAなどで介護や看護分野でも外国から人材を入れることになってる。入ってくる人が多くなれば、日本に定着する外国人も増えるだろう。その時に住民としての外国人の問題を一貫して解決できるような専門家は必要ではないか。また、日本人だけでなく、日本に長く住んでいる外国人にも人材がいるはず。外国人当事者が専門家になっていくように市でも支援してほしい。講座を作ると共に、受講者の活用の方も用意していくとよい。」

趙委員「多文化ソーシャルワーカー養成講座を開き、そこでは日本人だけでなく、外国人も参加することで、お互いに問題点を知り合うようにするといい。それが多文化というものだと思う。」

三田村職員「多文化ソーシャルワーカーだけでなく、今は多文化に関するいろいろな人材養成講座ができていて。例えば自治体国際化協会では多文化共生マネージャー養成講座がある。」

金成美委員「東京外国語大学の多言語・多文化教育センターでは多文化社会コーディネーター講座がある。政策・学校教育・市民活動の3コースがあり、私は市民活動コースを受講したが、外国人は私1人だった。日本人同士で話す課題とは違うものが見えるので、外国人の視点が入ることが重要と感じた。」

朴部会長「外国人施策の策定に外国人当事者がほとんどいない。なぜ外国人が参加しないのか、参加できないのかを調べていない。外国人は金銭的にも情動的にも時間的にも余裕のない人が多い。その人達に社会的に有用な働きをしてもらうためにはお金をかけて投資しないと難しい。」

ユナズ委員「川崎市が多文化の人材養成のために講座を開いてほしいというような提言に持っていきうるだろうか。もう少し内容を詰める必要がある」

趙委員「講座を受講しても、その人達の意見が現場で反映されるようになるかどうか。日本ではいろいろな肩書きはあるが、どこまで通用するかというのが問題。皆さんの国ではどうか」

パラード委員「フィリピンでは、未成年者が犯罪を犯すと社会福祉の部署の専門家が担当する」

金成美委員「韓国でも社会福祉の資格を持っている人がいろいろなところで活動している。昨年韓国でも社会福祉の人に多文化のことを勉強してもらった」

パラード委員「人材の育成という方向でまとめ方を考えていけばよい」

朴部会長「多文化にかかわる専門家が重要ということでは、部会の皆さんの意見は一致しているのではないか。専門家といっても、医療とか法律とか、精神的なケアとか、それぞれの分野がある。様々な分野の専門家が必要。」

金成美委員「少し違う話をしたい。日本に住む外国人が増えているので、これから外国人の高齢者も増

えていくと思う。以前、ふれあい館では在日韓国・朝鮮人の介護のためにホームヘルパーを養成していたが、これからは様々な国出身の人の介護などについて考えておかなければならない。」

趙委員「すでに川崎市の外国人登録者数で、韓国・朝鮮籍を抜いて中国籍の人が第1位になった。こうしたニューカマーの人が高齢化したときの不安は大きいと思う。我々在日の親世代では、日本語も話せたのに認知症になって忘れてしまい、母国語しか話せなくなってしまったという話も聞く。在日のオールドカマーと違ってニューカマーは言葉も生活習慣も違う。そうした人達が高齢化したときに問題が爆発するかもしれない。こうした問題にうまく対処するためには外国人当事者も入れて対策を作っておかなければならない。」

朴部長「言葉や習慣が異なり、日本社会で暮らしていくのに困難を感じている外国人も多いので、そうした人を支援する専門家もほしい、また、外国人も日本に定住して死ぬまで日本に住むかもしれないという前提で政策を作っていってほしいというのが今日のポイントだったと思う。次回も引き続き、話を深めていきたい。それでは今日の部会をこれで終わります。」

【全体会】

趙委員長「これより部会報告の方に移りたい。では社会生活部会から。」

タオワン委員「今回は、いろいろな意見が出て、熱意が感じられた。」

市役所などで在留資格の申請の窓口を設置してほしいという意見。また基準をはっきりしてほしいということ。出入国管理行政関連の提言に関して、政令市連名で出している要望に国から回答してほしいという意見。

また多文化ソーシャルワーカーについても議論した。入国者が増え、定住者も増加する中で実効性がある支援策のひとつとして、そうした人材が必要となるので、川崎市でも養成してほしいということ。例えばソーシャルワーカーといった外国人のための専門家といったテーマで、国際交流センターなどにおいて講座を開き、日本人と外国人の意見を交換する場をつくり、互いを理解するという意見が出た。現在行っているほとんどの講座は、みんな日本人ばかりなので、外国人当事者にも積極的に参加してほしい。

最後に、外国人高齢者がどんどん増えていくと思うので、これからは外国人の福祉も必要になる、そういった支援策を増やしてほしいということがあがった。」

趙委員長「次に、教育文化部会。」

張委員「小学校と中学校の担任教師の情報交換や、外国人の保護者へ向けて、小学校での習慣、中学校・高校の仕組みの説明などを行ってほしいとの意見があった。」

家庭訪問についても議論した。外国人にとっては、たとえ学校に懇談会があっても発言するのは難しい。言葉の壁だけでなく、心理的負担もある。だから、家庭訪問が一番情報交換がしやすく、外国人の子どもと家庭訪問の回数を増やしてほしいとの意見があった。

学校の授業について、もっと先生がやさしい日本語を使えば、外国人だけではなく日本人の子どもも含めて、理解しやすいのではないかという意見があった。

学習支援では、日本では今あるシステム内での支援が主となっているが、特別なプログラムや編入前に通う学校があってもよいのではという意見があった。半年間の語学プログラムなど実践している外国のケースも報告された。

提言についても具体的に議論を進めた。そのうち、やはり高校受験について提案しようということになった。例えば、高校受験の外国人向けの特別入試における来日期間等の必要な資格の緩和や定員の増加。また川崎市にもそうした特別枠を作りたいということ。次回以降さらに議論していく。」

アディカリ委員「今、私たちは一生懸命いろいろなことを考えて提言をつくっているが、これまでその分野でどのような提言されていて、今はどうなっているか、前に出された提言を検証し、市がどう取り組んでいるか、それを一度調べた方がよい。」

朴委員「提言の中には、国への働きかけを市に要望するものがある。社会生活部会で入管の問題が出てきて、これまで何度か提言が出ており、状況を確認した。どういうふうに働きかけているかという点、外国人が多く住んでいる自治体が合同で1つの要望書を入管に提出する形であることがわかった。それはいろいろな自治体の外国人問題としてまとめて働きかけたわけであって、代表者会議の案として川崎市長から出したことではないわけです。もう少しどのような形で働きかけていて、どんな内容なのかということの確認が必要ではないか。入管の問題や国籍の問題は非常に難しい問題だが、代表者会議の意見を尊重して、直接市長から国の機関に、手紙1枚でも出していただければと思う。」

趙委員長「部会報告並びに全体審議を終了する。続いて、事務局から報告をお願いします。」

西山主幹「新型インフルエンザ関係について、多言語でのインフルエンザの情報提供をしている。国際交流協会のホームページで英語、韓国・朝鮮語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ルビつき日本語、やさしい日本語で対応している。新型インフルエンザの状況、相談窓口の紹介等について、情報提供している。」

趙委員長「これをもって本日の会議を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。」